

政令第百五十六号

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、都市緑地法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十六号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（都市緑地法施行令の一部改正）

第一条 都市緑地法施行令（昭和四十九年政令第三号）の一部を次のように改正する。

第十一条を削る。

第十二条第一項中「、第二項、第六項、第七項若しくは第九項」を「若しくは第四項」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改め、同条を第十一条とする。

第十三条第二項第四号中「第三十五条第三項」を「第三十五条第二項」に改め、同条を第十二条とし、第十四条を第十三条とし、第十五条を第十四条とし、第十六条を第十五条とする。

（都市公園法施行令の一部改正）

第二条 都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「十平方メートル」の下に「（当該市町村の区域内に都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第五十五条第一項若しくは第二項の規定による市民緑地契約又は同法第六十三条に規定する認定計画に係る市民緑地（以下この条において単に「市民緑地」という。）が存するときは、十平方メートルから当該市民緑地の住民一人当たりの敷地面積を控除して得た面積）」を、「五平方メートル」の下に「（当該市街地に市民緑地が存するときは、五平方メートルから当該市民緑地の当該市街地の住民一人当たりの敷地面積を控除して得た面積）」を加える。

第五条第四項第一号中「（専らプロ野球チームの用に供されるものを除く。）」及び「（専らプロサッカーチームの用に供されるものを除く。）」を削り、同条第六項中「、売店」を削り、「料理店、カフェ、バー、キャバレーその他これらに類するものを除く。）」を「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第四項に規定する接待飲食等営業に係るものを除く。）、売店」に改める。

第六条第六項中「第四条第一項ただし書」の下に「（法第五条の九第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 地方公共団体の設置に係る都市公園についての認定公募設置等計画に基づき公募対象公園施設である建築物（第一項各号に規定する建築物を除く。）を設ける場合に関する法第五条の九第一項の規定により読み替えて適用する法第四条第一項ただし書の政令で定める範囲は、当該公募対象公園施設である建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の十を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

第八条第一項中「総計は、」を「総計の」に、「の百分の五十をこえて」を「に対する割合は、百分の五十を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合（国の設置に係る都市公園にあつては、百分の五十）を超えて」に改める。

第十条中「第五条の三」を「第五条の十一」に改め、同条第五号中「より」を「より、」に改め、同号を同条第十号とし、同条第四号中「より」を「より、」に改め、同号を同条第九号とし、同条第三号を同条第八号とし、同条第二号中「より」を「より、」に改め、同号を同条第七号とし、同条第一号を同条第六号とし、同号の前に次の五号を加える。

一 法第五条の二の規定により、設置等予定者を選定するための評価の基準について学識経験者の意見

を聴き、公募設置等指針を定め、及びこれを変更し、並びにこれを公示すること。

二 法第五条の四の規定により、公募設置等計画について審査し、及び評価を行い、設置等予定者の選定について学識経験者の意見を聴き、設置等予定者を選定し、並びにその旨を通知すること。

三 法第五条の五の規定により、公募対象公園施設の場所を指定し、公募設置等計画が適当である旨の認定をし、並びに当該認定をした日及び認定の有効期間並びに公募対象公園施設の場所を公示すること。

四 法第五条の六の規定により、公募設置等計画の変更の認定をし、並びに当該認定をした日及び認定の有効期間並びに公募対象公園施設の場所を公示すること。

五 法第五条の八の規定により認定計画提出者が有していた計画の認定に基づく地位の承継の承認をすること。

第十条を第十条の二とし、第二章中同条の前に次の一条を加える。

（都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準）

第十条 法第三条の二第一項の政令で定める都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準は、次のとおり

とする。

一 都市公園の構造、利用状況又は維持若しくは修繕の状況、都市公園の存する地域の地形、地質又は気象の状況その他の状況（次号において「都市公園構造等」という。）を勘案して、適切な時期に、都市公園の巡視を行い、及び清掃、除草その他の都市公園の機能を維持するために必要な措置を講ずること。

二 都市公園の点検は、都市公園構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により行うこと。

三 前号の点検その他の方法により都市公園の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、都市公園の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずること。

2 前項に規定するもののほか、都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準は、国土交通省令で定める。
第十一条中「第五条の三」を「第五条の十一」に改める。

第十二条中「第七条第七号」を「第七条第一項第七号」に改め、同条第九号中「」又は「を」及び「に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第五条の二第二項第六号の政令で定める物件又は施設は、次に掲げるものとする。

一 自転車駐車場

二 地域における催しに関する情報を提供するための看板及び広告塔

第十二条に次の一項を加える。

3 法第七条第二項の政令で定める社会福祉施設は、次に掲げるものとする。

一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援事業（同条第五項に規定する保育所等訪問支援のみを行う事業を除く。）、同法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第七項に規定する一時預かり事業又は同条第十項に規定する小規模保育事業の用に供する施設及び同法第三十九条第一項に規定する保育所

二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条の二第一項に規定する身体障害者生活訓練等事業の用に供する施設及び同法第三十一条に規定する身体障害者福祉センター

三 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンター及び同法第二十条の七に規定する老人福祉センター

四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第

五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設及び同条第二十五項に規定する地域活動支援センター

五 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園

六 前各号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、前各号に掲げるものに準ずる社会福祉施設として、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定めるもの、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定めるもの

第十四条第一号イ中「第七条第一号」を「第七条第一項第一号」に、「及び第十二条第一号から第五号まで」を「に掲げるもの並びに第十二条第一項各号、第二項第一号から第五号まで及び第三項各号」に改め、同号ハを削り、同条第二号中「第七条第四号及び第十二条第六号」を「第七条第一項第四号に掲げるもの及び第十二条第二項第六号」に改め、同条第三号中「第七条第五号並びに第十二条第九号」を「第七

条第一項第五号に掲げるもの並びに第十二条第二項第九号」に改め、同条第四号中「第七条第六号並びに第十二条第七号」を「第七条第一項第六号に掲げるもの並びに第十二条第二項第七号」に改める。

第十六条第三号中「第七条第三号」を「第七条第一項第三号」に、「第十二条第二号の三」を「第十二条第二項第二号の三」に改め、同号の次に次の二号を加える。

三の二 第十二条第一項一号に掲げる自転車駐車場は、都市公園の外周に接する場所その他のでき
限り公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさない場所に設けること。

三の三 第十二条第一項二号に掲げる看板及び広告塔は、都市公園の風致の維持又は美観の形成に寄
与するものであること。

第十六条第四号の二中「第十二条第二号の三」を「第十二条第二項第二号の三」に改め、同条第五号中
「第十二条第三号」を「第十二条第二項第三号」に改め、同条第六号の二中「第十二条第一号の二」を「
第十二条第二項第一号の二」に、「同条第一号の三」を「同項第一号の三」に改め、同号を同条第六号の
三とし、同条第六号の次に次の一号を加える。

六の二 第十二条第三項各号に掲げる社会福祉施設は、都市公園の広場又は公園施設である建築物内に

設けること。この場合において、当該社会福祉施設を都市公園の広場内に設ける場合にあつてはその敷地面積の合計は当該都市公園の広場の敷地面積の百分の三十を、当該社会福祉施設を公園施設である建築物内に設ける場合にあつてはその床面積の合計は当該建築物の延べ面積の百分の五十を、それぞれ超えないこと。

第十六条第八号中「第十二条第九号」を「第十二条第二項第九号」に改め、同条第九号中「第十二条第十号」を「第十二条第二項第十号」に改め、同条第十号中「第十二条第一号の三」を「第十二条第二項第一号の三」に、「同条第二号の三」を「同項第二号の三」に、「については」を「を設ける場合においては」に改める。

(都市開発資金の貸付けに関する法律施行令の一部改正)

第三条 都市開発資金の貸付けに関する法律施行令(昭和四十一年政令第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第三号中「第二十七条」を「第二十八条」に改める。

第二十九条を第三十条とし、第十二条から第二十八条までを一条ずつ繰り下げ、第十一条の次に次の一

条を加える。

(資金の貸付けの対象となる公募対象公園施設及び特定公園施設の建設に要する費用の範囲)

第十二条 法第一条第二項第三号の政令で定める費用の範囲は、同号の建設に要する費用の二分の一とする。

(生産緑地法施行令の一部改正)

第四条 生産緑地法施行令(昭和四十九年政令第二百八十五号)の一部を次のように改正する。

第五条を第六条とする。

第四条(見出しを含む。)中「第八条第二項第五号」を「第八条第二項第三号」に改め、同条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

(条例で農地等の区域の規模に関する条件を定める場合の基準)

第三条 法第三条第二項の政令で定める基準は、三百平方メートル以上五百平方メートル未満の一定の規模以上の区域であることとする。

(都市計画法施行令の一部改正)

第五条 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一節の二 市街地開発事業等予定区域の区域内における建築等の規制（第三十六条の三・第三十六条の四）」を
「第一節の二 田園住居地域内における建築等の規制（第三十六条の三―第三十六条の四）」を

第一節の三 市街地開発事業等予定区域の区域内における建築等の規制（第三十六条の七）
に改める。

条の八・第三十六条の九）」

第六条第一項第七号及び第八号中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

第十三条の表沿道地区計画の項第六号中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同表集落地区計画の項第四号中「さく」を「柵」に改める。

第三十六条の四中「（特別区を含む。第三十七条の二及び第三十八条において同じ。）」を削り、第三章第一節の二中同条を第三十六条の九とする。

第三十六条の三第一号中「（建築物以外の工作物をいう。以下この条、第三十八条の四、第三十八条の五及び第三十八条の七において同じ。）」を削り、同条を第三十六条の八とする。

第三章中第一節の二を第一節の三とし、第一節の次に次の一節を加える。

第一節の二 田園住居地域内における建築等の規制

(堆積の許可を要する物件)

第三十六条の三 法第五十二条第一項の政令で定める物件は、次に掲げるものとする。

一 土石

二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第一項に規定する廃棄物

三 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再生資

源

(建築等の許可を要しない通常管理行為、軽易な行為その他の行為)

第三十六条の四 法第五十二条第一項第一号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 工作物（建築物以外の工作物をいう。以下同じ。）で仮設のもの建設

二 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う工作物の建設又は土地の形質の変更

三 現に農業を営む者が農業を営むために行う土地の形質の変更又は前条各号に掲げる物件の堆積

(都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為)

第三十六条の五 法第五十二条第一項第三号の都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為として政令で定めるものは、国、都道府県若しくは市町村（特別区を含む。第三十六条の九、第三十七条の二及び第三十八条において同じ。）又は当該都市施設を管理することとなる者が都市施設に関する都市計画に適合して行う行為とする。

(農業の利便の増進及び良好な住居の環境の保護を図る上で支障がない土地の形質の変更等の規模)

第三十六条の六 法第五十二条第二項第一号、第二号ロ及び第三号の政令で定める規模は、三百平方メートルとする。

(堆積をした物件の飛散の防止の方法等に関する要件)

第三十六条の七 法第五十二条第二項第三号の政令で定める要件は、国土交通省令で定めるところにより、覆いの設置、容器への収納その他の堆積をした物件が飛散し、流出し、又は地下に浸透することを防止するために必要な措置を講ずることとする。

第三十八条の二中「第三十六条の三各号」を「第三十六条の八各号」に改める。

第三十八条の三中「第三十六条の四」を「第三十六条の九」に改める。

(建築基準法施行令の一部改正)

第六条 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三百三十条の九の五」を「第三百三十条の九の八」に改める。

第二十条第二項第一号中「又は準住居地域」を「、準住居地域又は田園住居地域」に改める。

第三百三十条中「第四十八条第十四項」を「第四十八条第十五項」に改め、同条第一号中「第十四項及び第十五項」を「第十五項及び第十六項」に改める。

第三百三十条の二の三第一項第一号中「第二種住居地域」の下に「、田園住居地域」を加える。

第三百三十条の三中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第五号中「第三百三十条の五の二第四号及び第三百三十条の六において」を「以下」に改める。

第三百三十条の五の見出しを「(第一種低層住居専用地域等内に建築してはならない附属建築物)」に改め、同条中「及び(ろ)項第三号」を「、(ろ)項第三号及び(ち)項第六号」に、「及び第二項」を「、第二項及び第八項」に改める。

第三百十条の五の二の見出し中「第二種低層住居専用地域」の下に「及び田園住居地域」を加え、同条中「別表第二(ろ)項第二号」の下に「及び(ち)項第五号」を、「第四十八条第二項」の下に「及び第八項」を加える。

第三百十条の六の二中「(を)項第七号」を「(わ)項第七号」に、「第十二項」を「第十三項」に改める。

第三百十条の七の三中「(る)項第四号」を「(を)項第四号」に、「第十一項」を「第十二項」に改める。

第三百十条の八の二第一項中「(る)項第七号」を「(を)項第七号」に、「第十一項」を「第十二項」に改め、同条第二項中「(わ)項」を「(か)項」に、「第十三項」を「第十四項」に改める。

第三百十条の九第一項中「(り)項第四号及び(ぬ)項第二号」を「(ぬ)項第四号及び(る)項第二号」に、「第九項及び第十項」を「第十項及び第十一項」に改める。

第三百十条の九の二中「(わ)項」を「(か)項」に、「第十三項」を「第十四項」に改める。

第三百十条の九の六中「別表第二(ぬ)項第一号(十一)」を「別表第二(る)項第一号(十一)」に、「第四十八条第十項」を「第四十八条第十一項」に改め、第六章中同条を第三百十条の九の八とする。

第三百十条の九の五中「別表第二(ぬ)項第一号(一)」を「別表第二(る)項第一号(一)」に、「第四十八条第十項

」を「第四十八条第十一項」に改め、同条第一号中「別表第二(ぬ)項第一号(五)」を「別表第二(る)項第一号(五)」に改め、同条第二号中「別表第二(ぬ)項第一号(十二)」を「別表第二(る)項第一号(十二)」に改め、同条第三号中「別表第二(ぬ)項第一号(十六)」を「別表第二(る)項第一号(十六)」に改め、同条第四号中「別表第二(ぬ)項第一号(二十八)」を「別表第二(る)項第一号(二十八)」に改め、同条第五号中「別表第二(ぬ)項第一号(三十)」を「別表第二(る)項第一号(三十)」に改め、同条を第三百三十条の九の七とする。

第三百三十条の九の四中「別表第二(り)項第三号(二十)」を「別表第二(ぬ)項第三号(二十)」に、「第四十八条第九項」を「第四十八条第十項」に改め、同条を第三百三十条の九の六とする。

第三百三十条の九の三中「別表第二(ち)項第三号及び(ぬ)項第三号」を「別表第二(り)項第三号及び(る)項第三号」に、「第四十八条第八項及び第十項」を「第四十八条第九項及び第十一項」に改め、同条を第三百三十条の九の五とする。

第三百三十条の九の二の次に次の二条を加える。

(田園住居地域内に建築してはならない建築物)

第三百三十条の九の三 法別表第二(ち)項第二号(法第八十七条第二項又は第三項において法第四十八条第八

項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める建築物は、農産物の乾燥その他の農産物の処理に供する建築物のうち著しい騒音を発生するものとして国土交通大臣が指定するものとする。

(田園住居地域内に建築することができ農業の利便を増進するために必要な店舗、飲食店等の建築物)

第三百三十条の九の四 法別表第二(ち)項第四号(法第八十七条第二項又は第三項において法第四十八条第八項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一 田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗

二 前号の農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店

三 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(第

一号の農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。)で作業場の床面積の合計が五十平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が〇・七五キロワット以下のものに限る。)

第三百三十条の十の見出し中「第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域」を「第一種低層住

居専用地域等」に改め、同条第一項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

第三百三十五条の十一第一項第二号中「又は第二種低層住居専用地域」を「第二種低層住居専用地域又は田園住居地域」に改める。

第三百三十五条の十三中「第二種低層住居専用地域」の下に「、田園住居地域」を加える。

第三百三十五条の二十一の見出しを「(第一種低層住居専用地域等内における外壁の後退距離に対する制限の緩和)」に改める。

第三百三十六条第一項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同条第三項の表(一)項中「又は第二種低層住居専用地域」を「、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域」に改める。

第三百三十六条の二の五第五項及び第三百三十六条の二の九第一項第三号中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

第三百三十七条及び第三百三十七条の七中「第十三項」を「第十四項」に改める。

第三百三十七条の九中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

第三百三十七条の十二第四項中「第十三項」を「第十四項」に改める。

第三百三十七条の十八ただし書中「若しくは第二種低層住居専用地域」を「第二種低層住居専用地域若しくは田園住居地域」に改める。

第三百三十七条の十九第一項ただし書中「第十三項」を「第十四項」に改め、同条第二項第一号ハ中「別表第二(ち)項第二号又は同表(り)項第三号(一)」を「別表第二(り)項第二号又は同表(ぬ)項第三号(一)」に改め、同号ニ中「別表第二(ぬ)項第一号(一)」を「別表第二(る)項第一号(一)」に改め、同号ホ中「別表第二(る)項第五号」を「別表第二(を)項第五号」に、「同表(を)項第二号」を「同表(わ)項第二号」に改め、同項第二号及び第三号中「第十三項」を「第十四項」に改める。

第三百三十八条第三項中「第十三項」を「第十四項」に改め、同項第一号中「別表第二(り)項第三号(十三)」を「別表第二(ぬ)項第三号(十三)」に、「同表(ぬ)項第一号(二十一)」を「同表(る)項第一号(二十一)」に改め、同項第二号イ、ハ及びニ中「又は第二種低層住居専用地域」を「第二種低層住居専用地域又は田園住居地域」に改め、同項第三号から第五号までの規定中「又は第一種中高層住居専用地域」を「第一種中高層住居専用地域又は田園住居地域」に改める。

第四百四十四条の二の二中「第十三項」を「第十四項」に改める。

(建設業法施行令の一部改正)

第七条 建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第三号中「市長」を「市町村長」に改める。

(宅地建物取引業法施行令の一部改正)

第八条 宅地建物取引業法施行令(昭和三十九年政令第三百八十三号)の一部を次のように改正する。

第二条の五第一号中「第四十三条第一項」の下に「、第五十二条第一項」を加え、同条第二号中「及び

第十三項ただし書」を「、第十三項ただし書及び第十四項ただし書」に改め、同条第四号中「第三十五条

第三項各号」を「第三十五条第二項各号」に改める。

第三条第一項第一号中「第四十三条第一項」の下に「、第五十二条第一項」を加え、同項第二号中「第

十三項」を「第十四項」に改め、同項第四号中「から第三項まで及び第五項から第九項まで」を「、第二

項及び第四項」に改める。

(地方住宅供給公社法施行令の一部改正)

第九条 地方住宅供給公社法施行令(昭和四十年政令第百九十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第七号中「第四十三條第三項」を「第四十二條第二項、第四十三條第三項、第五十二條第三項」に改め、同項第二十八号中「第三十六條の四」を「第三十六條の五、第三十六條の九」に改める。

(流通業務市街地の整備に関する法律施行令の一部改正)

第十条 流通業務市街地の整備に関する法律施行令（昭和四十二年政令第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「別表第二(ぬ)項第一号(一)」を「別表第二(る)項第一号(一)」に改める。

(公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令の一部改正)

第十一条 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

第十五條第一項第二号中「第四十三條第三項」の下に「、第五十二條第三項」を加え、同項第十一号中「第三十六條の四」を「第三十六條の五、第三十六條の九」に改める。

(地方道路公社法施行令の一部改正)

第十二條 地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第七号中「昭和四十三年法律第百号」の下に「第五十二条第三項、」を加え、同項第二十四号中「第三十六条の四」を「第三十六条の五、第三十六条の九」に改める。

(日本下水道事業団法施行令の一部改正)

第十三条 日本下水道事業団法施行令(昭和四十七年政令第二百八十六号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第六号中「第四十三条第三項」を「第四十二条第二項、第四十三条第三項、第五十二条第三項」に改め、同項第二十号中「第三十六条の四」を「第三十六条の五、第三十六条の九」に改める。

(文化財保護法施行令の一部改正)

第十四条 文化財保護法施行令(昭和五十年政令第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第四項第一号口中「又は第二種低層住居専用地域」を「、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域」に改める。

(幹線道路の沿道の整備に関する法律施行令の一部改正)

第十五条 幹線道路の沿道の整備に関する法律施行令(昭和五十五年政令第二百七十三号)の一部を次のように改正する。

第十条第一号中「すべて」を「全て」に改め、同号ハ(2)中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同号ハ(3)中「又は第二種低層住居専用地域」を「第二種低層住居専用地域又は田園住居地域」に改める。

(不動産特定共同事業法施行令の一部改正)

第十六条 不動産特定共同事業法施行令(平成六年政令第四百十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「第四十三条第一項」の下に「、第五十二条第一項」を加え、同条第二号中「及び第三項ただし書」を「、第十三項ただし書及び第十四項ただし書」に改め、同条第四号中「第三十五条第三項各号」を「第三十五条第二項各号」に改める。

(都市再生特別措置法施行令の一部改正)

第十七条 都市再生特別措置法施行令(平成十四年政令第九十号)の一部を次のように改正する。

第六条中「第十二条第一号の二」を「第十二条第二項第一号の二」に改める。

第十七条第四号中「第七条第六号」を「第七条第一項第六号」に改める。

(マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令の一部改正)

第十八条 マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令(平成十四年政令第三百六十七号)の一部を

次のように改正する。

第二十七条の表都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号に掲げる第一種低層住居専用地域若しくは第二種低層住居専用地域又は同号に規定する用途地域の指定のない区域の項中「若しくは第二種低層住居専用地域」を、「第二種低層住居専用地域若しくは田園住居地域」に改める。

（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令の一部改正）

第十九条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項第十号中「第四十三条第三項」の下に「、第五十二条第三項」を加え、同項第二十五号中「第三十六条の四」を「第三十六条の五、第三十六条の九」に改める。

（独立行政法人水資源機構法施行令の一部改正）

第二十条 独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

第五十六条第一項第九号中「昭和四十三年法律第百号」の下に「第五十二条第三項、」を加え、同項

第二十四号中「第三十六条の四」を「第三十六条の五、第三十六条の九」に改める。

(独立行政法人国立病院機構法施行令及び独立行政法人地域医療機能推進機構法施行令の一部改正)

第二十一条 次に掲げる政令の規定中「第三十六条の四」を「第三十六条の五、第三十六条の九」に改める。

一 独立行政法人国立病院機構法施行令(平成十五年政令第五百十六号)第十六条第一項第三十七号

二 独立行政法人地域医療機能推進機構法施行令(平成十七年政令第二百七十九号)第十八条第一項第二十七号

(独立行政法人都市再生機構法施行令の一部改正)

第二十二条 独立行政法人都市再生機構法施行令(平成十六年政令第六十号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項第九号中「第四十三条第三項」の下に「、第五十二条第三項」を加え、同項第二十七号中「第三十六条の四」を「第三十六条の五、第三十六条の九」に改める。

(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令の一部改正)

第二十三条 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令(平成二十年政令第三百三十七号

）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第四号中「より」を「より、」に改め、同号を同項第九号とし、同項第三号中「より」を「より、」に改め、同号を同項第八号とし、同項第二号を同項第七号とし、同項第一号中「より」を「より、」に改め、同号を同項第六号とし、同号の前に次の五号を加える。

一 都市公園法第五条の二の規定により、設置等予定者を選定するための評価の基準について学識経験者の意見を聴き、公募設置等指針を定め、及びこれを変更し、並びにこれを公示すること。

二 都市公園法第五条の四の規定により、公募設置等計画について審査し、及び評価を行い、設置等予定者の選定について学識経験者の意見を聴き、設置等予定者を選定し、並びにその旨を通知すること。

三 都市公園法第五条の五の規定により、公募対象公園施設の場所を指定し、公募設置等計画が適当である旨の認定をし、並びに当該認定をした日及び認定の有効期間並びに公募対象公園施設の場所を公示すること。

四 都市公園法第五条の六の規定により、公募設置等計画の変更の認定をし、並びに当該認定をした日及び認定の有効期間並びに公募対象公園施設の場所を公示すること。

五 都市公園法第五条の八の規定により認定計画提出者が有していた計画の認定に基づく地位の承継の承認をすること。

(国家戦略特別区域法施行令の一部改正)

第二十四条 国家戦略特別区域法施行令(平成二十六年政令第九十九号)の一部を次のように改正する。

第二十四条及び第二十五条を削り、第二十六条を第二十四条とし、第二十七条を第二十五条とする。

(国土交通省組織令の一部改正)

第二十五条 国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第八十八条第十五号中「まちづくり推進課」の下に「及び公園緑地・景観課」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十九年六月十五日)から施行する。ただし、第一条の規定、第二条中都市公園法施行令第十条を同令第十条の二とし、同令第二章中同条の前に一条を加える改正規定並びに第五条から第十六条まで及び第十八条から第二十二条までの規定は

、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

（都市公園法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この政令の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、第二条の規定による改正後の都市公園法施行令第八条第一項の規定に基づく条例が制定施行されるまでの間は、同項の条例で定める割合として百分の五十が定められているものとみなす。

（特定都市河川浸水被害対策法施行令の一部改正）

第三条 特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成十六年政令第百六十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「第十二条第二号の三」を「第十二条第二項第二号の三」に改める。

（東日本大震災復興特別区域法施行令の一部改正）

第四条 東日本大震災復興特別区域法施行令（平成二十三年政令第四百九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第十二条及び」を「第十二条第二項及び」に、「同令第十二条」を「同項」に、「」

又は」を「」及び」に、「第十二条第九号」を「第十二条第二項第九号」に改める。

（都市の低炭素化の促進に関する法律施行令）

第五条 都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成二十四年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第十二条第一号の三」を「第十二条第二項第一号の三」に、「同条第二号の三」を「同項第二号の三」に改める。